事 務 連 絡
令和8年10月29日

保育所等設置者・施設長 各位

川崎市こども未来局 保育・幼児教育部 保育第１課長
保育第２課長
幼児教育担当課長
保育・子育て推進部 運営支援・人材育成 担当課長

インフルエンザ罹患及び新型コロナウイルス感染症罹患に係る罹患証明書について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では、過去にインフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際に、医療機関が発行する「登園許可証」の提出を求めていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期においては、医療機関のひっ迫を避ける観点から、暫定的に「登園許可証」の提出を求めない取扱いとしてまいりました。

一方、昨年度以降、インフルエンザの感染が急激に拡大している状況を踏まえ、保育施設において感染症の発生状況を適切に把握し、感染拡大防止につなげる必要があります。

そこで、保護者及び医療機関の負担に配慮しつつ、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に係る登園に関する手続きを次のとおり変更します。別紙の保護者向けのお知らせを作成いたしましたので、保護者の皆様へ周知くださいますようお願いいたします。

変更後の運用概要は次のとおりです。

1 対象感染症

●インフルエンザ

●新型コロナウイルス感染症

2 運用開始日

令和8年11月16日から

（制度変更に伴い15日までを周知期間としますので、16日に受診する方から記載していただけるように様式をお渡ししてください。）

3 変更後の対応

（1）医療機関受診時

保護者は、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医師に罹患証明書の医師記入欄への記載を依頼する。

（2）登園再開時

保護者は、法令等で定められた出席停止期間を経過し、児童の健康状態が回復したことを確認のうえ、罹患証明書の登園届の欄を記載し、施設へ提出する。

4 留意事項

(1)制度開始直後のため、医療機関によっては罹患証明書の様式が準備されていない場合があります。また、市境付近にお住まいの方などが他自治体の医療機関を受診した場合には、本様式が備え付けられていないことも考えられます。保護者への制度周知とあわせて、必要に応じて罹患証明書の様式を保護者へお渡しいただきますようお願いいたします。

(2)本様式は川崎市医師会との協議を経て作成したものですので、原則として本様式を使用していただくようお願いいたします。なお、他自治体の医療機関を受診し、当該自治体の登園届等が提出された場合は、医師による診断日及び発症日等、登園の可否を判断するために必要な事項が確認できることを確認の上、受領してください。

(3)施設においては、提出された罹患証明書を適切に管理してください。

(4)登園再開の判断に当たっては、出席停止期間の経過及び児童の健康状態を確認してください。

(5)罹患証明書の作成に係る文書料等については、他登園許可証と同様に医療機関の定めによるものとし、保護者負担となります。

(6)対象感染症の出席停止期間については、学校保健安全法施行規則等の基準に準じて取り扱うものとします。

※令和5年4月10日付の事務連絡「インフルエンザに係る登園許可証の取扱いの継続について」による運用は終了し、本通知による取扱いに変更になります。

以上

今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

(認可保育所に関すること)

担当 川崎市こども未来局 保育・幼児教育部 保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園等に関すること)

担当 川崎市こども未来局 保育・幼児教育部 保育第2課

電話 044-200-3128

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)に関すること)

担当 こども未来局 保育・幼児教育部 幼児教育担当

電話 044-200-3179

(公立保育所に関すること)

担当 川崎市こども未来局 保育・子育て推進部 運営支援 ・人材育成担当

電話 044-200-2664